

# 兵庫県公報

平成24年10月30日 火曜日 第 2436 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 東播都市計画下水道事業の認可（下水道課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	4
○ 昭和62年兵庫県告示第1586号（都市景観形成地区の指定）、昭和62年兵庫県告示第1587号（都市景観形成基準）、平成4年兵庫県告示第1141号（都市景観形成地区の指定）及び平成4年兵庫県告示第1142号（都市景観形成基準）の廃止（同）	4
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	4
○ 市街地再開発組合の理事長選出の届出（市街地整備課）	7
○ 中播都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
○ 新住宅市街地開発事業の事業計画の変更認可（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（管理課）	8
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	14
<b>辞 令</b>	
○ 長田 典子ほか	17
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告（県立がんセンター）	17
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	19
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	20

## 告 示

### 兵庫県告示第1382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 相野駅周辺土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	今 井 勝	三田市下相野319番地の16
同	芝 野 照 久	同 市上相野241番地
同	澤 井 嘉 宏	同 市下相野279番地

同	小 南 康	同	市下相野328番地の2
同	酒 井 伸 一	同	市下相野384番地
同	田 口 明	同	市下相野676番地
同	勢 戸 崇 市	同	市ゆりのき台2丁目16番地の8
同	田 中 弘 之	同	市上相野125番地
同	田 口 進	同	市下相野407番地の1
監 事	西 澤 眞 三	同	市下相野567番地
同	田 中 裕 子	同	市狭間が丘5丁目4番地の4の402
同	仲 西 智	同	市四ツ辻907番地



**兵庫県告示第1383号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年10月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業	西有年地区	平成24年10月30日から 同 年11月19日まで	赤穂市役所



**兵庫県告示第1384号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年10月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 宝 塚 線	伊丹市池尻1丁目3番1から 同 市池尻2丁目38番1まで	旧	20.0から 39.0まで	497.0	一部 予定地
		新	20.0から 25.0まで	497.0	



**兵庫県告示第1385号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年10月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上福原佐用線	佐用郡佐用町大垣内字奥ノ町761番2から 同 郡同 町大垣内字奥ノ町795番まで	旧	7.0から 10.0まで	80.0	
		新	7.0から 14.0まで	81.0	



**兵庫県告示第1386号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年10月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	美方郡香美町村岡区日影字半ノ田737番4から 同 郡同 町村岡区日影字半ノ田738番1まで	旧	5.0から 9.0まで	35.0	
		新	8.0から 13.0まで	35.0	
県道 福岡養父線	美方郡香美町村岡区福岡字宮向680番1から 同 郡同 町村岡区福岡字宮向693番まで	旧	4.0から 11.0まで	258.0	
		新	7.0から 16.0まで	258.0	
県道 丸味竹田線	美方郡新温泉町飯野字尾田1293番1から 同 郡同 町飯野字竹ヶ端1178番4まで	旧	5.0から 15.0まで	391.0	
		新	10.0から 29.0まで	391.0	



**兵庫県告示第1387号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業加西市公共下水道
- 3 事業施行期間  
告示の日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
平成17年3月25日加西市告示第35号のとおり

兵庫県告示第1388号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
平成24年11月7日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所  
加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 カワイハウジング株式会社  
代表者氏名 河合秀信  
事務所所在地 明石市大久保町大窪826-1  
免許番号 兵庫県知事(11)第6366号  
免許年月日 平成19年12月6日

兵庫県告示第1389号

昭和62年兵庫県告示第1586号（都市景観形成地区の指定）、昭和62年兵庫県告示第1587号（都市景観形成基準）、平成4年兵庫県告示第1141号（都市景観形成地区の指定）及び平成4年兵庫県告示第1142号（都市景観形成基準）は、平成24年10月31日限り、廃止する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第1390号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表景観形成地区（条例第4条第1項第2号）の款を次のように改める。

景観形成地区（条例第4条第1項第2号）	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	たつの市 洲本市
	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域	新温泉町
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道景観形成地区のうち、次の区域 (i) 次の区間並びにこれらの路端から1,000メートル以内の区域 ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで	朝来市 養父市
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域 (i) 高砂市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域（ただし、(2)に掲げる区域を除く。）	高砂市

	(2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面(通称「堀川」)の護岸から50メートル以内の区域	
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された加西市北条地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域 (1) 県道三木宍粟線の路端から30メートル以内の区域 (2) 県道大和北条停車場線の路端から30メートル以内の区域 (3) 市道北条栗田線の路端から30メートル以内の区域	加 西 市

1の表風景形成地域(条例第4条第1項第2号)の款を次のように改める。

風景形成地域(条例第4条第1項第2号)	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景形成地域のうち、次の区域 (1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。 (2) 香美町香住区の「集落景観領域(集落市街地区域)」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。 (3) 香美町香住区の「集落景観領域(但馬海村区域)」のうち、同区沖浦宇ツルベバナの区域 (4) 新温泉町の「集落景観領域(集落市街地区域)」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域 (5) 新温泉町の「集落景観領域(集落市街地区域)」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。 ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域 イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域 ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域 エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域 オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域	香 美 町 新温泉町
---------------------	--	---------------

6の表を次のように改める。

番号	種 別	地 域 又 は 場 所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例(昭和58年佐用町条例第19号)第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐 用 町
2	第2種禁止地域等	景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山口IC周辺地区、篠山市城下町地区及び篠山市上立杭地区の区域	篠 山 市
3	第2種禁止地域等	篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田	篠 山 市

		町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糯ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山市城下町地区の区域を除く。）	
4	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された出石城下町景観形成重点地区及び城崎温泉景観形成重点地区の区域（商業地域の区域を除く。）	豊 岡 市
5	第2種禁止地域等	豊岡市のうち、昭和町、大磯、大磯町、城南町、桜町、三坂、三坂町、山王町、京町、立野、立野町、中央町、千代田町、大手町、寿町、泉町、元町、小田井町、幸町、加広町、野田、若松町、上佐野、佐野、九日市上町、九日市中町、九日市下町、妙楽寺、塩津、塩津町、弥栄町、祥雲寺、栄町の一部、鎌田、下宮の一部、庄境、梶原、日撫、六地藏、宮島、一日市、船町、山本、森、金剛寺、野上、下鶴井、赤石、正法寺、戸牧、高屋、上陰、中陰、下陰、福田、栃江、森津、滝、新堂、岩熊、伊賀谷、今森、江本、駄坂、木内、大篠岡、中谷、河谷、百合地、中郷、引野、土淵、加陽、清冷寺、伏、八社宮、岩井、宮井の一部、庄の一部、三宅、森尾、立石、香住、下鉢山、上鉢山、長谷、倉見、神美台、城崎町湯島、城崎町今津、城崎町桃島、城崎町来日、城崎町上山、城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、日高町松岡、日高町土居、日高町上郷、日高町府市場、日高町府中新、日高町堀、日高町野々庄、日高町池上、日高町西芝、日高町東芝、日高町上石、日高町竹貫、日高町江原、日高町宵田、日高町岩中、日高町浅倉、日高町赤崎、日高町久斗、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町鶴岡、日高町日置、出石町鳥居、出石町森井、出石町丸中、出石町大谷、出石町三木、出石町片間、出石町伊豆、出石町福居、出石町嶋、出石町安良、出石町田多地、小島、瀬戸、津居山、気比、田結、畑上の一部、竹野町須谷の一部、竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井及び竹野町奥須井の区域（景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された城崎温泉景観形成重点地区の区域、同重点地区の区域以外の用途地域の区域及び日高町の一部の区域を除く。）	豊 岡 市

備考 5の款の関係図書は、豊岡市役所において縦覧に供する。



**兵庫県告示第1391号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合から次の者を理事長に選出した旨の届出があった。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 喜 田 耕 史

住 所 神戸市垂水区清水が丘1丁目8番1号



**兵庫県告示第1392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画公園事業  
4.4.104号 糸引公園
- 3 事業施行期間  
平成24年10月30日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
姫路市東山字大郷、字銚田、字東六ノ坪及び字西六ノ坪 地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第1393号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24淡路位置 0005号	24. 10. 17	洲本市上物部字大池尻132番10の一部、141番 1の一部	6.00	132.80



**兵庫県告示第1394号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業  
西神地区新住宅市街地開発事業
- 3 事業施行期間  
昭和46年11月9日から平成25年3月31日まで

4 変更後の事業地

- 神戸市西区狩場台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目
- 同 市同区糺台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目
- 同 市同区美賀多台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目
- 同 市同区竹の台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目
- 同 市同区春日台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目
- 同 市同区檜野台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目
- 同 市同区櫛谷町池谷字糺ヶ谷、字下櫛ヶ谷、字上櫛ヶ谷及び字上鎌井谷
- 同 市同区櫛谷町菅野字北山、字菅野谷及び字西山
- 同 市同区櫛谷町栃木字ヌク井及び字狐谷
- 同 市同区櫛谷町長谷字内田川及び字東山
- 同 市同区櫛谷町福谷字糺ヶ谷及び字下惣代
- 同 市同区平野町向井字辻ノ口、字山ノ谷及び字水池

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A4077	平成25年9月29日	西脇市	北播磨県民局	平成24年9月30日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町正條字榎ヶ坪1124番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町神戸北山155番地23  
ヤタキホーム 矢 瀧 敬 三
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年10月10日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－6－2号（24たつの）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
道路管理パトロール車 21台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。



## (3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

## (4) 納入場所

西宮土木事務所 西宮市櫛塚町2—28 2台

宝塚土木事務所（三田業務所） 三田市天神1—10—14 1台

加古川土木事務所 加古川市加古川町寺家町天神木97—1 1台

加東土木事務所 加東市社字西柿1075—2 2台

姫路土木事務所 姫路市北条1—98 2台

姫路土木事務所（福崎事業所） 神崎郡福崎町西田原1994—4 2台

光都土木事務所 赤穂郡上郡町光都2—25 2台

龍野土木事務所（宍粟事業所） 宍粟市山崎町庄能398—4 1台

豊岡土木事務所 豊岡市幸町7—11 2台

養父土木事務所 養父市八鹿町下網場320 2台

丹波土木事務所 丹波市柏原町柏原688 2台

洲本土木事務所 洲本市塩屋2—4—5 2台

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大西

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年10月30日（火）から同年11月13日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成24年12月11日（火）午後3時 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年12月10日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

平成24年10月30日（火）午前9時から同年11月13日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## イ 入札の日時

平成24年12月4日（火）午後5時から同月11日（火）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

平成24年10月31日（水）から同年11月27日（火）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日（水）から同年11月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、11月27日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成24年12月4日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。  
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年12月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年12月26日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

21 Road management patrol cars

(3) Delivery period: March 29, 2013

(4) Delivery place:

Nishinomiya Public Works Office

Takarazuka Public Works Office (Sanda Sub-Branch)

Kakogawa Public Works Office

Kato Public Works Office

Himeji Public Works Office

Himeji Public Works Office (Fukusaki Branch)

Kouto Public Works Office

Tatsuno Public Works Office (Sisou Sub-Branch)

Toyooka Public Works Office

Yabu Public Works Office

Tanba Public Works Office

Sumoto Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 13, 2012

(6) Deadline for tender:

15:00 December 11, 2012 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 10, 2012 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ohnishi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

大型スクールバス 2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

(4) 納入場所

のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566—134

いなみ野特別支援学校 加古郡稲美町国安1284—1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大西

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年10月30日（火）から同年11月13日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成24年12月11日（火）午後3時 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年12月10日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成24年10月30日（火）午前9時から同年11月13日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年12月4日（火）午後5時から同月11日（火）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次によ

り必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年10月31日（水）から同年11月27日（火）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日（水）から同年11月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、11月27日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年12月4日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年12月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年12月26日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
2 Large school buses
- (3) Delivery period: March 29, 2013
- (4) Delivery place:  
Nojigiku school for students and children with special needs  
Inamino school for students and children with special needs
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 November 13, 2012
- (6) Deadline for tender:  
15:00 December 11, 2012 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 December 10, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Ohnishi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年10月30日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
大型スクールバス（ワンステップ仕様） 1台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成25年3月29日（金）
- (4) 納入場所  
神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10-1
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 大西  
電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928
- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年10月30日(火)から同年11月13日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 入札の日時  
平成24年12月11日(火)午後3時 兵庫県庁西館 1階小入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年12月10日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
平成24年10月30日(火)午前9時から同年11月13日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- イ 入札の日時  
平成24年12月4日(火)午後5時から同月11日(火)午後3時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
平成24年10月31日(水)から同年11月27日(火)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)  
なお、電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日(水)から同年11月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、11月27日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
- イ 受付場所  
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類  
カタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果  
平成24年12月4日(火)午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年12月7日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年12月26日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Large school bus (one-step specification)

(3) Delivery period: March 29, 2013

(4) Delivery place:

Kobe school for students and children with special needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 13, 2012



## (6) Deadline for tender:

15:00 December 11, 2012 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 10, 2012 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ohnishi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 4936

## 辞 令

平成24年10月11日付

長 田 典 子

玉 岡 かおる

兵庫県教育委員会委員に任命する

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年10月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西 村 隆一郎

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

遠隔操作型内視鏡下手術システム 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

## (4) 納入場所

兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-8558 明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター総務部経理課

電話 (078) 929-1151

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成24年10月30日(火)から同年11月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成24年10月30日(火)から同年11月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (4) 入札・開札の日時及び場所

平成24年12月13日(木)午前10時30分 兵庫県立がんセンター本館 2階大会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年12月12日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年12月11日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成24年11月14日(水)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年12月20日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nishimura, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Remote control type endoscopic operation system, 1 set

(3) Delivery period: March 29, 2013

(4) Delivery place:

Hyogo Cancer Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 14, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 December 12, 2012 by mail

10:30 December 13, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer center

13-70 Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558

TEL (078)929-1151

### 選挙管理委員会告示

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

神戸博愛病院

同 市中央区栄町通3丁目4—16

」

を  
「

神戸博愛病院	同 市中央区元町通7丁目1-17
--------	------------------

に改め、同表尼崎市の項中

「

医療法人 朗源会 おおくまりハビリテー ション病院	同 市東園田町4丁目23-1
------------------------------	----------------

を  
「

医療法人 朗源会 おおくまセントラル病 院	同 市東園田町4丁目23-1
--------------------------	----------------

に改める。

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第334号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年10月30日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

#### 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

##### (2) 実施期日

###### ア 新規取得講習

平成24年12月3日（月）から同月7日（金）までの5日間

###### イ 追加取得講習

平成24年12月6日（木）及び同月7日（金）の2日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、12月7日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

##### (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間

に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年11月5日(月)から同月16日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166